

## 議案第 8 号

杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

杉並区高齢者住宅条例（平成 9 年杉並区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 4 章 区立サービス付き高齢者向け住宅の管理（第 3 6 条—第 4 0 条）  
第 5 章 補則（第 4 1 条—第 4 3 条）

条）」を「第 4 章 補則（第 3 6 条—第 3 9 条）」に改める。

第 2 条第 3 号中「及び次号」を削り、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 章を削る。

第 5 章中第 4 1 条を第 3 6 条とする。

第 4 2 条中「第 3 5 条及び第 4 0 条」を「第 3 5 条」に改め、「及び第 4 0 条において読み替えて準用する場合」を削り、同条を第 3 7 条とし、第 4 3 条を第 3 8 条とし、第 4 4 条を第 3 9 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

別表区立サービス付き高齢者向け住宅の部を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の杉並区高齢者住宅条例第 4 条の規定により杉並区立和田サービス付き高齢者向け住宅の使用の許可を受けた者に係る同条例第 4 0 条において準用する同条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する保証金並びに同条例第 4 0 条において準用する同条例第 1 9 条第 2 項の規定による賠償責任並びに同条例第 4 0 条において準用する同条例第 2 1 条第 1 項ただし書

に規定する未納の使用料及び賠償金については、なお従前の例による。

- 3 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項及び別表第2の30の項中「及び区立サービス付き高齢者向け住宅」を削る。

（提案理由）

サービス付き高齢者向け住宅を廃止する等の必要がある。

## 杉並区高齢者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 <u>補則（第36条—第39条）</u>	第4章 <u>区立サービス付き高齢者向け住宅の管理（第36条—第40条）</u>
附則	第5章 <u>補則（第41条—第43条）</u>
（用語の定義）	附則
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（用語の定義）
（1）及び（2） 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（3） 区立高齢者住宅 区高齢者住宅のうち、前号 <u>          </u> に掲げる住宅以外のものをいう。	（1）及び（2） 略
	（3） 区立高齢者住宅 区高齢者住宅のうち、前号 <u>及び次号</u> に掲げる住宅以外のものをいう。
	（4） <u>区立サービス付き高齢者向け住宅 区高齢者住宅のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により東京都知事の登録を受けた賃貸住宅に該当するものをいう。</u>
<u>（4）</u> 略	（5） 略
<u>（5）</u> 略	（6） 略
<u>（6）</u> 略	（7） 略

(7) 略

(8) 略

第4章 区立サービス付き高齢者  
向け住宅の管理

(使用者の公募等)

第36条 区長は、区立サービス付き高  
齢者向け住宅の使用者を公募しなけれ  
ばならない。

2 前項の規定による公募の方法及び手  
続は、規則で定める。

3 区長は、次の各号のいずれかに掲げ  
る事由に係る者に対しては、第1項の  
規定にかかわらず、公募を行わないで  
区立サービス付き高齢者向け住宅の使  
用を許可することができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 区営高齢者住宅建替事業による  
区営高齢者住宅等の除却

(4) 都市計画法第59条の規定に基  
づく都市計画事業、土地区画整理法  
第3条第4項若しくは第5項の規定  
に基づく土地区画整理事業、大都市  
地域における住宅及び住宅地の供給  
の促進に関する特別措置法に基づく  
住宅街区整備事業、密集市街地にお  
ける防災街区の整備の促進に関する  
法律に基づく防災街区整備事業又は  
都市再開発法に基づく市街地再開発  
事業の施行に伴う住宅の除却

(5) 土地収用法第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が認める特別の事由

(使用者の資格)

第37条 区立サービス付き高齢者向け住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。

(2) 年齢60歳以上の者であること。

(3) 所得（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第1条第3号に規定する所得をいう。）が規則で定める金額を超えないこと。

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) 世帯構成がア又はイの住宅の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げるものであること。

ア 単身世帯用住宅 単身世帯で同居者がいないこと。

イ 2人世帯用住宅 規則で定める同居者があること。

(6) 単身世帯用住宅にあつては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

(7) 暴力団員でないこと。

(8) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件

(使用料)

第38条 区立サービス付き高齢者向け住宅の使用料は、区が住宅及びその附帯施設の借上げを行う場合において、当該住宅及びその附帯施設の所有者に支払うべき賃借料を考慮して、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、規則で定める。

(費用負担)

第39条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 修繕に要する費用（規則で定めるものを除く。）

(2) 電気、ガス、上水道及び下水道

の使用料

(3) じんかいの処理並びに配水管の  
清掃及び消毒に要する費用

(4) 給水施設、エレベーター及び共  
同施設の使用及び維持に要する費用

(5) 高齢者の居住の安定確保に關す  
る法律第5条第1項に規定する状況  
把握サービス及び生活相談サービ  
スに要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、区  
長の指定する費用

2 区長は、前項第1号から第5号まで  
の費用のうち、使用者に負担させるこ  
とが適当でないと認めるものについ  
て、その全部又は一部を使用者に負担  
させないことができる。

(準用)

第40条 区立サービス付き高齢者向け  
住宅の管理については、第36条から  
前条までに定めるもののほか、第8条  
から第21条まで及び第34条の規定  
(第8条第1項第1号、第10条、第  
13条、第14条及び第34条第3項  
の規定を除く。)を準用する。この場  
合において、次の表の左欄に掲げる規  
定と同表中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表右欄に掲げる字句に読み替える  
ものとする。

第4章 補則

第5章 補則

(住宅の検査)

第36条 略

(警視総監に対する照会)

第37条 区長は、第8条第1項若しくは第2項(第35条\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項(第35条において準用する場合\_\_\_\_\_を含む。)、第16条第1項(第35条\_\_\_\_\_において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第17条第1項(第35条\_\_\_\_\_において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視総監に照会することができる。

(罰則)

第38条 略

(委任)

第39条 略

(住宅の検査)

第41条 略

(警視総監に対する照会)

第42条 区長は、第8条第1項若しくは第2項(第35条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項(第35条において準用する場合及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。)、第16条第1項(第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第17条第1項(第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視総監に照会することができる。

(罰則)

第43条 略

(委任)

第44条 略